別記様式第８号（規格Ａ４）（第２条関係）

（表面）

|  |
| --- |
| 一般廃棄物処理施設設置者に係る欠格要件該当届出書年　　月　　日　　群馬県知事　あて届出者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　　　電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　郵便番号　　　　　　　　　　　　　　　　一般廃棄物処理施設設置の許可について、次のとおり欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条第６項又は第７項の規定により届け出ます。 |
| 一般廃棄物処理施設の施設の場所 |  |
| 一般廃棄物処理施設の種類 |  |
| 許可の年月日 | 　　　　　　　　　　年　　月　　日 |
| 許可番号 |  |
| 該当するに至った欠格要件 | 法第７条第５項第４号　ロ　ハ　ニ　ホ　ヘ　ト　リ　ヌ　ル |
| 欠格要件に該当するに至った具体的事由 |  |
| 欠格要件に該当するに至った年月日 | 　　　　　　　　　　年　　月　　日 |
| ※事務処理欄 |  |
| 備考１　※欄は記入しないこと。　 ２　法第９条第７項の規定による届出にあっては、「該当するに至った欠格要件」、「欠格要件に該当するに至った具体的事由」及び「欠格要件に該当するに至った年月日」を記載しないこと。 ３　法第９条第６項の規定による届出にあっては、次の事項に留意すること。「該当するに至った欠格要件」の欄については、裏面を参照し、法第７条第５項第４号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあっては、同号イ又はチに係るものを除く。）のうち該当するに至ったものに○印を付けること。「欠格要件に該当するに至った具体的事由」の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 ４　法第９条第６項の規定による届出にあっては欠格要件に該当するに至った日から２週間以内に、同条第７項の規定による届出にあっては欠格要件に該当するに至った後遅滞なく、この届出書を提出すること。 |

 （裏面）

|  |
| --- |
| 　廃棄物の処理及び清掃に関する法律抜粋第７条第５項第４号イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるものロ　破産手続の開始の決定を受けて復権を得ない者ハ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者ニ　この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。第32条の３第７項及び第32条の11第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の２、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者ホ　第７条の４第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項若しくは第14条の３の２第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項（これらの規定を第14条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第７条の４第１項第３号又は第１４条の３の２第１項第３号（第１４条の６において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第８条の５第６項及び第14条第５項第２号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）ヘ　第７条の４若しくは第14条の３の２（第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第３項（第14条の２第３項及び第14条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないものト　ヘに規定する期間内に次条第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から５年を経過しないものチ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者リ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまでのいずれかに該当するものヌ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるものル　個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの |